浅田訴訟勝利のその後

　　　　　　朝日訴訟総会での報告　　　　　　　　　　　　　2020.02.15　　中島

岡山市からの不支給通知

2013年2月13日、岡山市から「岡山市介護支給等不支給(却下)決定通知」を受けました。浅田

さんが６５歳を迎えるのに介護保険をしなかったためとの理由です。

提訴　　2013年9月19日　　岡山地裁へ

請求の趣旨

1　岡山市長の決定を取り消す。

2　岡山市長は原告に、月２４９時間の自立支援法の介護給付費支給決定をせよ。

3　岡山市は原告に損害賠償金金２０９万４０３７円を支払え。

　岡山地裁判決　　2018年3月14日

　　１　岡山市の処分取消

２　不足部分の９６時間（従前の２４９時間－変更処分１５３時間）の介護給付費支給決定の義

務付け

３　慰謝料１００万円＋５か月の介護保険自己負担部分７５０００円の計１０７万５０００円の損害賠償を認める。という全面勝訴判決です。

判決は、自立支援法７条の憲法判断には踏み込まず、自立支援法７条の解釈・適用について

ア　法の目的、対象者を異にしていて、給付の内容、財源等も異にしている

イ　自立支援法で非課税世帯の自己負担がなくなった経緯

ウ　厚労省通達

エ　本件実態調査で、障害福祉サービスの利用申請を却下する自治体は６．４％に過ぎなかったこと

以上を踏まえて「自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、６５歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至った経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合」には、自立支援法７条にいう「自立支援給付に相当するものを受けることができるとき」には当たらない、と解釈しました。

そして、浅田さんの場合、介助がなければ日常生活を送ることが不可能な状況だったこと、不支給決定をした場合、浅田さんがその生活を維持することは不可能な状態に陥ることは明らかだったこと、非課税世帯だった浅田さんが１万５０００円の介護保険自己負担を負うことが経済上難しい状況だったことからすれば、浅田さんが自立支援給付の継続を希望し、介護保険給付の申請を行わなかったことには理由があるとしました。

そうすると、岡山市は、自立支援給付をしたうえで、浅田さんの納得が得られるよう、引き続き、介護保険の申請勧奨や具体的説明を行うべきだったと言えるのに、自立支援給付を一切行わない処分を行ったのだから、自立支援法７条の解釈・適用を誤っており、本件処分は違法としました。

岡山市、控訴する　　2018年3月28日

　　岡山市は、全国からの「控訴しないでほしい」の250本に及ぶ要請ＦＡＸ・打電を無視して控

訴しました。

広島高裁岡山支部判決　　2018年12月13日

１　主文は「岡山市の控訴を棄却する」。

「本件処分を取り消し、９６時間の自立支援給付の支給決定を義務付け、１０７万５０００円の

損害賠償を認めた」岡山地裁判決が支持された。一審に引き続き、浅田さんの全面勝訴。

２　本件処分の違法性。

本件処分が岡山市の主張するような覊束処分ではなく裁量処分とし、本件処分が裁量を逸脱して

いると論じている。

（１）自立支援法７条について

ア　自立支援給付と介護保険給付とは異なるもので、介護保険給付を受けることができる障

害者に対しては、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、要介護状態以前の

障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険給付の自己負担額を支払うこと

が障害によりどの程度負担なのかなどを考慮して、自立支援給付を選択することが相当

である場合があること

イ　本件通達も一律に介護保険給付を優先的に利用するものとはしないこととしていること

ウ　国は、本件合意文書をもって、自立支援法７条の介護保険優先原則の廃止を検討すること

を約束したこと

エ　本件実態調査によれば、自立支援給付の申請を却下する自治体は６．４％（６自治体）に

過ぎず、現実にはアの選択がなされていること

からすれば、自立支援法７条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するため

の規定であって、介護保険申請をしない場合に自立支援法７条に基づき自立支援給付の不支

給決定をすることは、覊束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相当、としている。

（２）岡山市が、浅田さんの周りにボランティアがおり、必要最低限度の支援まで失われてしまう

わけではないことを判断の基礎として勘案し、自立支援給付の全部の不支給決定をしたことは、

看過し難い誤りである。そして、浅田さんがやむなく介護保険給付の申請をし、介護保険給付

に費用の一時的な支払の負担が大きかったことも認められる。そうすると、介護保険給付を受

けていることをもって、取消対象部分に係る自立支援給付に相当するものを受けていると判断

したことは、社会通念に照らして明らかに合理性を欠く。したがって、本件処分は裁量権の逸

脱濫用にわたり違法、とした。

岡山市、上告断念　高裁判決の確定　　2018年12月18日

　大森市長の議会発言

「去る12月13日、浅田達雄氏をめぐる障害福祉サービス不支給決定に係る広島高等裁判所岡山支部の判決が出ました。判決内容は、原判決と同様に障害者自立支援法第7条の介護保険優先規定に基づき浅田氏に対して行った障害福祉サービス不支給決定が、違法な行政処分にあたるとの判断でありました。これまでの裁判過程を通じて、介護保険優先規定の解釈に関し市の主張が受け入れられなかったことは残念でありますが、浅田氏の更なる負担の増加を考慮し、この度、最高裁判所への上告を行わないこととする方針に至りました。今後とも必要な方に適切な福祉サービスを提供できるよう、岡山市の福祉行政を推進してまいる所存です。なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます」

大森市長　断念表明も未成熟、不誠実さ隠さず　　【支援する会のニュース・抜粋】

本日(2018年12月18日)開催された岡山市議会本会議を浅田さんたちと傍聴に駆けつけました。冒頭、大森雅夫岡山市長は、浅田訴訟の広島高裁判決に対して、最高裁へ上告をしないことを表明。上告しないその理由として市長は、「総合支援法の7条の介護保険優先原則にもとづき執った措置が違法であると高裁で判断された。市の主張が受け入れられなかったことは残念」、「浅田さんへのさらなる負担を考慮して上告しないこととした」と述べました。

私はその理由には唖然とさせられました。岡山市は3月28日に第1審の判決に対して控訴、5月17日の岡山市議会で第1審に対する控訴を追認した時の市長の控訴する理由は「岡山市の措置が違法であるか、さらに上級審の判断を仰ぎたい」と述べていたものですから、今回上告しないという立場は、高裁での判断で納得したということになります。そうなれば、潔く過ちを認めるものだと思っていました。

しかし、市長の表明は、自らの執った措置を間違っていたと認めない、反省も謝罪の気持ちも表明しようとしない、岡山市にとって悔しいという本音を隠そうともしない、未成熟というか不誠実な行政姿勢を感じたのです。そればかりか、いかにも浅田さんを、いたわるかのごとき発言、これには二重の意味で不信を増大させるものでした。本当に浅田さんのことを考えているならば、市長は今回の判決に基づき2013年2月にすべての介護・福祉サービスを打ち切ったことへの反省と謝罪、そして行政に判決内容をきちんと生かしていくということをまず、述べるべきです。

私たちは、上告を断念させたという大きな成果を得ました。しかし、その成果を市民全体のものにしていき岡山市の福祉行政に具体的に反映させて人権を保障していくためには、今回の大森市長の議会表明を聞いて、間断ない市民的な闘いが必要と痛感したのでした。　　(中島純男)

岡山市の姿勢の問題点　2019年2月12日の交渉　【支援する会のニュース・抜粋】

人権連は毎年、１月下旬から２月上旬に岡山市交渉を行っています。2019年は２月１２日に行われました。浅田訴訟勝利の高裁判決が2018年12月13日、岡山市の上告断念が2018年12月18日、という段階を経ての2月です。

「障害のある方が65歳になったら、自動的に介護保険制度へ移行させる機械的な対応をあらため、実情に即した支援を行われたい」という要求に対して、保健福祉局・障害福祉課から、「介護保険サービスを利用可能な障害者が、65歳になり、今まで利用してきた障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険で受けることができるときは、介護保険の申請をして、受けられる介護保険のサービスに不足がある場合に、障害福祉サービスから上乗せなどの給付を行っています。また，介護保険サービスに無いサービス（横だし）については，65歳以後も引き続き利用可能です。今後も，制度の周知に努めるとともに，必要な福祉サービスが途切れることがないよう対応してまいります。」という文書回答が、事前に寄せられていました。

交渉当日、保健福祉局長に対して、「この回答では従前から６５歳障害者に福祉サービスが途切れることなく対応していたごときであり、浅田訴訟の経緯を踏まえていない」と問題を提起。「浅田さんと同じような条件の方が岡山市に対して障害者総合支援法での福祉サービスを申請した場合、岡山市はどう対応するのか」と問いかけます。保健福祉局長は「介護保険申請をしてもらうように説得します。介護保険申請がされない場合、総合支援法にかかる福祉サービスを提供します」と回答。あくまでも介護保険優先の行政姿勢に何ら変化はないという内容で回答でした。

こちらから、改めて次の問題提起です。岡山市が見直しを準備している「岡山市人権教育および人権啓発基本計画・素案」においても、人権啓発と教育の一番の対象は市の職員、とされている。ならば、高裁判決で確定した、浅田達雄さんに賠償までしなくてはならないほどの人権にかかわる違法行政とされた岡山市は、まず浅田さんに謝罪をすべきではないか、そうでないと本当に職員に対しての人権教育ができますか、などと追及。那須副市長は、判決内容は職員に徹底していると回答しましたが、謝罪については明確な回答を避け、検討するとのべました。人権連の参加者は口をそろえて、浅田さんにまずは謝罪すべきではないかと思いを込めて話すのでした。

　交渉を終えて、帰り道、運転をしながら考えました。思い出したのが、ハンセン病訴訟のことでした。2001年5月11日の熊本地裁裁判での勝利、6月19日に岡山地裁は和解勧告、7月23日に国と全国原告団が和解に基本合意。かつて長島愛生園に出向いて話を聞いたハンセン病元患者の「千葉さん」たちが国との和解後、当時の小泉総理と面談し謝罪の言葉を受けて握手した、ということでした。ハンセン病患者・元患者を九十年にわたり強制隔離してきた国の政策を違憲と断罪され、あの小泉総理にして原告団の方々に謝罪した。一方、岡山市長は浅田訴訟で市民の税金を使ってまで控訴した高裁で争点になった岡山市の行為は違法と断罪されたのに、なぜ当事者、原告の浅田さんに謝らないのか。

　浅田さんの、提訴に至るあの当時の生活実態、行政に対する不信と悲しみ、裁判を続けていくうえでの苦しみなどを想像さえしようとしないのか、と岡山市への不信がさらに募ります。

　司法で出された浅田訴訟の結論を行政にいかす、さらには法制度までに影響させていく、その取組は浅田さんのおかげでスタートラインにたどり着けました。人権確立を基軸に、世論を高めていくために、大いに連帯して取り組んでいかなくてはと、岡山市の交渉へ経て、改めて実感したところです。

(中島純男）

岡山市北区在住のT・Oさんの例

T・Oさんは、この2019年11月の誕生日で65歳になります。夫君のS・Tさんが障岡連に妻のT・Oさんの支援法介護を継続した経緯を下記のように示してくれましたのでご紹介します。今後、６５歳を迎える仲間のみなさんに役立ててもらいです。

・７月１２日　岡山市中央福祉事務所から障害福祉サービス更新事務連絡が送付される。

・９月２４日　T・Oさんは「サービス等利用計画セルフプラン書式」を印刷し、福祉事務所に出向き、「引き続き障害者総合支援給付を受けたい・介護保険申請はしない」と福祉事務所に通告。

受け付けた担当者からは、「介護保険を利用し、不足分や介護保険にないサービスについては障害サービス利用となる」と説明される

・帰宅後、妻から話を聞き、夫のSさんは、「介護保険申請をしなかった場合、家事援助はどうなるのか。浅田裁判結果を踏まえ、具体的に教えてもらいたい」と、福祉事務所に電話。「調べて、T・Oさんの携帯に連絡する」。

・９月２５日　T・Oさんに「そのまま支援法介護給付時間は更新します。介護保険は利用する必要はありません。毎年介護保険利用のお願いをさせてもらうことになります。」と回答があり、支援法継続の手続きを行い、これまでと同様の支援法介護が継続できました。

＊大切なのは、　　　部分をきちんと主張して介護保険を申請しなかったことです。

※介護保険は非課税世帯にも利用料の1割負担があります。

※介護保険の申請後は65歳前のサービス利用の状態に戻すことができなくなります。申請せず支援法介護を継続することが大切です。

2019年12月6日(金)　　赤旗

介護保険「障害者６５歳問題」　　　　負担軽減の対象外に怒り　　「要件」撤廃しかない

　障害者が６５歳になると、それまで使っていた障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料負担が発生します。厚生労働省は昨年４月から、利用者負担軽減の仕組みをつくりましたが、対象外となった人から怒りの声が上がっています。（岩井亜紀）

　東京都足立区の都営住宅で１人暮らしの阿部百合子さん（６８）は、ため息をつきます。脳性まひで部屋の中も車いすで移動。ヘルパーを週２回利用し、掃除やシーツ交換などを手伝ってもらいます。週２回デイサービスに通いマッサージを受けたりもしています。

　６５歳になる前に要介護認定を受け、要支援２とされました。月１５万円たらずの年金で暮らす阿部さん。それまで利用していた障害福祉サービスは無料でしたが、現在は利用料負担が重くのしかかります。

　厚労省は昨年４月から、介護保険利用料の自己負担分を償還払いする仕組みをつくりました（新高額障害福祉サービス等給付費）。

　ところが、要支援２の阿部さんが現在利用できるのは、介護保険サービスではなく、足立区の総合事業サービス。そのため阿部さんは対象外になってしまいました。「要介護認定を受けているのに、介護保険ではないからと自己負担分が戻ってこないのは納得がいかない」

　給付費の対象要件（別項）から外れる人も―。

　「なぜ私が対象外になるのか疑問です」。そう訴えるのは、広島市の森岡靖夫さん（８０）。３歳の時の高熱の影響で全身性障害があります。介護保険サービスと障害福祉サービスを併用し、１人暮らしです。森岡さんが給付費の対象にならないのはなぜか。

　厚労省は給付費を創設した理由について、「長きにわたって障害福祉サービスを無料で利用していた障害者が、６５歳に達して介護保険に移行することでサービス利用料が発生し、急な負担の増加を問題としてとらえている」と説明します。

　森岡さんはこの仕組みが始まった時点で、すでに長年、介護保険の利用料を支払ってきているので「急な負担の増加」という問題に直面していないというのです。

　低所得世帯について障害福祉サービスが無料になったのは、２０１０年４月から。森岡さんも原告としてたたかった障害者自立支援法違憲訴訟の訴訟団と国が交わした基本合意に基づくものです。

　「介護保険を使わないと障害福祉サービスは受けられないと役所の方から言われて１５年以上しかたなく介護保険を利用してきたのに。怒り心頭です」と森岡さん。

　日本障害者センターの山﨑光弘事務局次長は「要支援の人も障害福祉サービスから移行して利用料が発生しているなら、給付費の対象にすべきです。また、対象要件を設けるからそのはざまの人がうまれる。対象要件は撤廃すべきです」と強調します。

　新高額障害福祉サービス等給付費の対象要件　障害支援区分２以上で、６５歳になる前５年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれかの障害福祉サービスを利用。６５歳以降、それに対応する介護保険サービスを利用する低所得の人。

千葉市の天海正克さん　訴訟を決意　2015年11月27日

私は今まで障害者福祉の居宅介護のホームヘルプサービスを日曜を除く毎日２～３時間の介護を受け生活してきました。しかし昨年７月に６５歳になった時に千葉市に介護保険の申請を断り、障害者福祉の継続を申請しましたが却下され、８月からは全額自己負担で介護を受けなければならなくなってしまい、８月１ヶ月で約１４万円の利用料を払わなくてはならなくなりました。

介護保険の利用を断っただけで、障害者福祉をバッサリ切り生存権を奪った千葉市の冷たい姿勢を正し、障害者総合支援法第７条の介護保険優先を改めさせ、改悪され続けている介護保険制度の抜本的な見直しを訴えるため、千葉市を相手に提訴を行うことを強く決意しました。

井上英夫さん　天海訴訟学習会で講演　　2017年11月19日

自助、共助、公助論は憲法２５条違反

「自助、互助、共助、公助」論は憲法２５条違反です。つまり２５条１項２項を含めて、社会保障 の権利をうたっているのを「自助、互助、共助、公助」に言い換えた。公的保障ではなく、「公助」です。助けるだけです。社会保障は助けることではない。「「自助、互助、共助、公助」論をきちんと批判しなければならない。憲法も人権を保障し、今だれも人権保障を否定することはしません。政府も人権は大事といいます。しかし「人権の保障」と言っていない。「人権の尊重」という言葉を使っています。「人権はお互いに尊重しましょう」と言って巧妙に使い分けがされています。「尊重」で誤魔化されています。「尊重」には義務関係は重」で誤魔化されています。「尊重」には義務関係は存在しません。これ が、自助、互助、共助論につながっていくのです。国が国民に保障するのが「人権」です。「人権は国民の権利であり国は保障する義務がある。」ということです。

2月18日　　第21回口頭弁論　天海訴訟

ポイントのひとつ

法７条は「二重給付の回避」を目的とする「併給 調整」規定であるところ、 介護保険給付は介護保険法２７条８項により「要介護認定の申請日」までしか遡らない （６５歳以上の者の要介護状態発生時までは遡らない）ので、 「要介護認定申請」がなされていない段階では、二重給付・併給調整の問題が発生する余地はない からである。言い換えると、要介護認定申請がなされて、はじめて、介護保険給付と障害福祉給付との併給調整が問題となりうる。二重給付の回避を目的とする併給調整規定である法７条は、「相当する２つの給付をいずれも支給しない。」ということを想定したものではあり得ず、厚労省の回答 及びそれに基づく被告の主張は、明らかに誤っている。

厚労省は、天海訴訟で、7条は覊束処分として判決を得たい

　浅田訴訟判決は、個別の浅田さんと岡山市固有の問題にかかわる判決だとしたい意向

2月18日を結審として3月に判決の流れでは・・。

今後のとりくみ

　・各自治体に、65歳問題での浅田訴訟勝利の内容を伝え、施策として具体化させていく

　　65歳児に障害者自立支援法と介護保険、自らで選択できますと。

　・天海訴訟を必ず勝利させていく

　・介護保険制度の見直し、高齢期の介護保障政策と合わせて